

るの「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の」と

同表

第百十三号第二項各号、第三号地方公共団体から第五項まで	とあ	るの	の	国
-----------------------------	----	----	---	---

第百十三号第二項地方公共団体	とあ	るの	の	国
第百十三号第三項地方公共団体から第五項まで	とあ	るの	の	国

第六十地方公共団体の機関	とあ	るの	の	国
第六十地方公共団体の機関	とあ	るの	の	国

第六十地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	とあ	るの	の	国
第六十地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	とあ	るの	の	国

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替後の地共済法」という。）第百十三号第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三号第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替後の地共済法第二号第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三号第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替後の地共済法第二号第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額の合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（地共済法第五十四号の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額を除いて得た数に乗じて得た金額）とする。

6

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二号第一項、第二

十三号第一項、第二十三号の二第一項若しくは第二十三号の三第一項又は第二十四号第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額を除いて得た数に乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二号第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をいう者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をいう者」七の二、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員」とする。

（派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例）

第四条 派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）

第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用されている職員

二 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十六号）第十五号第一項又は第十六号第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科大学の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五

号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）

三 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員

四 休職者

五 停職者

六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

七 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

八 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十条第一項において準用する同法第七号第一項の規定により交流派遣されている職員

九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第七号第一項の規定により派遣されている職員

2

法第十四号第一項において読み替えて準用する法第三条第二項、第四号第三項、第五号第二項、第六号第三項、第十二号第一項及び第十三号に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

（法第十四号第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）

第六条 法第十四号第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の第八場合若し場合、職員の給条第 五項 職員の給与等に関する法律	防衛省の第八場合若し場合、職員の給条第 五項 職員の給与等に関する法律	配偶者同行休業をした場合	配偶者同行休業をした場合

